

令和8年度 個人住民税のあらまし



四国中央市 税務課 市民税係
(R. 8. 4. 1 更新)

目次

1. 住民税とは	1
2. 住民税の構成	1
3. 住民税を納める方	1
4. 住民税がかからない方	2
5. 税額の算出方法	3
所得	3
所得控除	6
税額控除	13
6. 課税の特例（分離課税）	16
退職所得の課税の特例	16
譲渡所得（土地・建物等）の課税の特例	17
上場株式等の配当等の課税の特例	18
株式等の譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の課税の特例	19
7. 申告	20
市県民税の申告	20
所得税の確定申告	20
給与支払報告書の提出	20
申告フローチャート	21
8. 納税の方法	22
普通徴収	22
給与からの特別徴収	22
公的年金からの特別徴収	22
9. 個人住民税の計算例	24
10. Q & A	25
11. 市税の証明書に関して	30
手数料	30
住民税に関する証明書（所得証明書）の発行について	30
郵便による交付申請について	31

12. 令和7年度 税制改正について	32
給与所得控除の見直し～給与収入金額が190万円以下の方～	32
各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ	32
特定親族特別控除の創設.....	33

1. 住民税とは

地方税のうち、市民税と県民税をあわせて住民税といいます。

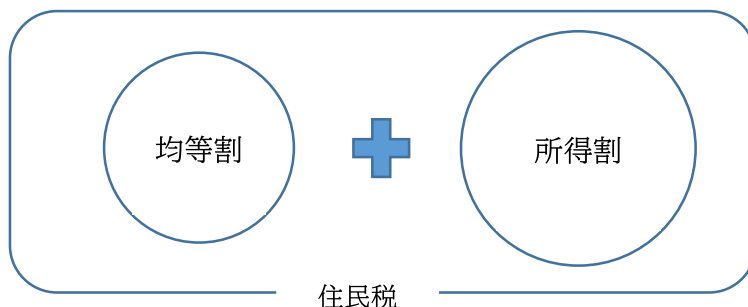
住民税には、個人住民税と法人住民税がありますが、本稿では個人住民税について説明します。

市や県では、日常生活に直接関わる住民サービスを提供しており、そのための財源の一つとして、住民税をご負担いただいています。住民税は「地域社会の会費」といえる性格をもっており、幅広い方に負担していただくことが望ましいため、所得税が非課税の方でも住民税がかかる場合があります。また、市民税と県民税はあわせて市に納めていただく仕組みとなっています。

住民税は、その年の1月1日に住所があったところで、前年の1月1日から12月31日までの1年間の所得に対して課税されます。

2. 住民税の構成

住民税は、税金を負担する能力のある人が均等の額によって負担する「均等割」と、その人の所得金額に応じて負担する「所得割」があります。この均等割と所得割の額を足したものが1年間の税金の額になります。



3. 住民税を納める方

納税義務者	均等割	所得割
市内に住所がある方	○	○
市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所のない方	○	—

※ 毎年1月1日（賦課期日）現在の状況で判断します。

4. 住民税がかからない方

区 分	条 件
均等割・所得割どちらもかからない	① 生活保護による生活扶助を受けている方 ② 障害者、未成年者、ひとり親、寡婦で、前年の合計所得金額が135万円以下の方 ③ 前年の合計所得金額が次の計算式で求めた額以下の方 $280,000 \text{円} \times (1 + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 168,000 \text{円}^{\ast} + 100,000 \text{円}$ ※ 168,000円は同一生計配偶者又は扶養親族のある方に対してのみ加算されます。
所得割がかからない	① 所得控除の合計額が総所得金額等を上回る方 ② 前年の総所得金額等が次の計算式で求めた額以下の方 $350,000 \text{円} \times (1 + \text{同一生計配偶者} + \text{扶養親族数}) + 320,000 \text{円}^{\ast} + 100,000 \text{円}$ ※ 320,000円は同一生計配偶者又は扶養親族のある方に対してのみ加算されます。

(計算例) 配偶者と子2人を扶養している場合

・ 所得割・均等割がかからない合計所得金額

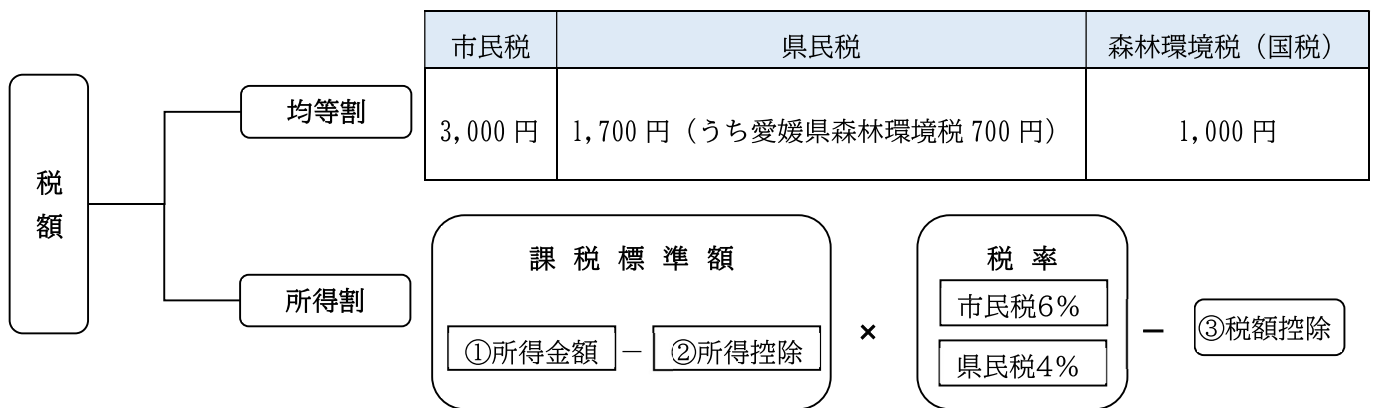
$$280,000 \times (1 + 1 + 2) + 168,000 + 100,000 = 1,388,000 \text{ (円)}$$

・ 所得割がかからない総所得金額等

$$350,000 \times (1 + 1 + 2) + 320,000 + 100,000 = 1,820,000 \text{ (円)}$$



5. 税額の算出方法



※ 前年1年間（1月～12月）の所得を元に計算されます。

所得

所得金額は、収入からその収入を得るために要した費用等を差し引いて計算します。計算方法は、所得の種類に応じて次のとおりとなっています。

所得の種類		所得金額の計算方法
① 給与所得	お勤めの方の給与、ボーナス等	収入金額 − 給与所得控除額
② 雑所得	公的年金のほか、個人年金や印税、講師料等、他にあてはまらない所得	【公的年金等の場合】 公的年金等の収入金額 − 公的年金等控除額
		【それ以外】 収入金額 − 必要経費
③ 利子所得	公債、社債、預貯金等の利子	収入金額 = 利子所得の金額
④ 配当所得	株式の配当、証券投資信託の分配金等	収入金額 − 元本取得のために要した負債の利子
⑤ 不動産所得	家賃、地代、権利金等	収入金額 − 必要経費
⑥ 事業所得	事業から生じる所得	収入金額 − 必要経費
⑦ 一時所得	生命保険の満期金、賞金、競馬等の払戻金等	(収入金額 − 必要経費 − 特別控除額) × 1/2
⑧ 譲渡所得 (総合課税)	土地・建物等、株式等以外の資産を売って得た所得	収入 − (取得費 + 譲渡経費) − 特別控除額 ※ 長期譲渡(取得日以降5年を超えるもの)については、上記金額の2分の1後の金額
⑨ 退職所得	退職金、一時恩給等	(収入金額 − 退職所得控除額) × 1/2
⑩ 山林所得	山林や立木を売った場合に生じる所得	収入金額 − 必要経費 − 特別控除額
⑪ 譲渡所得 (分離課税)	土地・建物等、株式等の資産を売って得た所得	収入金額 − (取得費 + 譲渡経費) − 【特別控除額】 ※ 土地・建物等の場合

CHECK! 総所得金額、総所得金額等、合計所得金額とは？

「総所得金額」・・・①～⑧までの所得金額の合計額から損失の繰越控除をした後の額

「総所得金額等」・・・①～⑪までの所得金額の合計額から損失の繰越控除をした後の額

「合計所得金額」・・・損失の繰越控除前の①～⑪までの所得金額の合計額（⑪の特別控除前）

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。給与所得は下表より求めることができます。（小数点以下切捨て）

<令和8年度以降>

給与等の収入金額 (A)	給与所得金額	
651,000 円未満	0 円	
651,000 円以上 1,900,000 円未満	A - 650,000 円	
1,900,000 円以上 3,600,000 円未満	A ÷ 4 = B	B × 2.8 - 8 万円
3,600,000 円以上 6,600,000 円未満	※1,000 円未満切捨	B × 3.2 - 44 万円
6,600,000 円以上 8,500,000 円未満	A × 0.9 - 110 万円	
8,500,000 円以上	A - 195 万円	

※ 収入額が660万円以下の場合、給与所得は上記の表にかかわらず所得税法別表第5により求めます。

収入金額が850万円を超える場合、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合は、「所得金額調整控除」を給与所得の金額から差し引きます。

- (1) 本人が特別障害者に該当する。
- (2) 22歳以下の扶養親族を有する。
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する。

$$\text{「所得金額調整控除」} = (\text{給与等の収入金額}^{\ast} - 850 \text{ 万円}) \times 0.1$$

※ 収入金額が1,000万円を超える場合、計算上使用する給与等の収入金額は1,000万円となります。

公的年金等の雑所得を求めるには

公的年金等の雑所得は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた額になります。公的年金等の雑所得は下表より求めることができます。（小数点以下切捨て）

<令和3年度以降>

年齢	公的年金等の収入金額（A）	公的年金等の雑所得の金額※
65歳以上 (昭和36年1月1日以前生まれ)	330万円未満	A-110万円
	330万円～410万円未満	A×0.75-275,000円
	410万円～770万円未満	A×0.85-685,000円
	770万円～1,000万円未満	A×0.95-1,455,000円
	1,000万円以上	A-1,955,000円
65歳未満 (昭和36年1月2日以後生まれ)	130万円未満	A-60万円
	130万円～410万円未満	A×0.75-275,000円
	410万円～770万円未満	A×0.85-685,000円
	770万円～1,000万円未満	A×0.95-1,455,000円
	1,000万円以上	A-1,955,000円

※ 本人の合計所得が1,000万円超2,000万円以下のときは上記で求めた所得に10万円加算し、所得2,000万円超のときは20万円加算します。

給与所得及び公的年金等の雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、「所得金額調整控除」を給与所得から差し引きます。

「所得金額調整控除」 = (給与所得+公的年金等の雑所得) - 10万円

なお、給与所得及び公的年金等の雑所得が10万円を超える場合は10万円となります。



所得控除

住民税の所得控除は以下のとおりです。

人的控除	配偶者控除 配偶者特別控除 扶養控除 障害者控除 ひとり親控除 寡婦控除 勤労学生控除 基礎控除	それ以外	雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除 生命保険料控除 地震保険料控除
	※ 生命保険料・地震保険料の控除は計算方法が所得税と異なる		

人的控除

配偶者控除・配偶者特別控除

納税者の配偶者で生計を一にしているとき、納税者・配偶者の所得により配偶者控除・配偶者特別控除のいずれかを適用できます。

<令和3年度以降>

(単位：万円)

配偶者の合計所得金額		控除額			
		納税者の合計所得金額が 900 万以下	納税者の合計所得金額が 900 万超 950 万以下	納税者の合計所得金額が 950 万超 1,000 万以下	納税者の合計所得 金額が 1,000 万超
配偶者控除	69 歳以下 【同配】 58 万以下	33 (38)	22 (26)	11 (13)	0 (同一生計配偶者)
	70 歳以上 【老配】 58 万以下	38 (48)	26 (32)	13 (16)	
配偶者 特別控除	58 万超 95 万以下	33 (38)	22 (26)	11 (13)	0
	95 万超 100 万以下	33 (36)	22 (24)	11 (12)	
	100 万超 105 万以下	31 (同額)	21 (同額)	11 (同額)	
	105 万超 110 万以下	26 (同額)	18 (同額)	9 (同額)	
	110 万超 115 万以下	21 (同額)	14 (同額)	7 (同額)	
	115 万超 120 万以下	16 (同額)	11 (同額)	6 (同額)	
	120 万超 125 万以下	11 (同額)	8 (同額)	4 (同額)	
	125 万超 130 万以下	6 (同額)	4 (同額)	2 (同額)	
130 万超 133 万以下	3 (同額)	2 (同額)	1 (同額)		

※ () 内は所得税の控除額

その他の人的控除

<令和8年度以降>

(単位：万円)

種 類		適用される場合	住民 税 控除 額	所得 税 控除 額	控除 額 の差
扶養控除	一般扶養	生計を一にし、合計所得金額が 58 万円以下の 16 歳以上の扶養親族がいる場合 ※ 青色事業専従者給与の支払を受ける者、事業専従者を除きます。 ※ 他の方の扶養控除の対象者の場合は重複扶養できません。	一人につき 33	一人につき 38	5
	特定扶養	一般扶養のうち、扶養親族が 19 歳以上 23 歳未満の場合 (特定親族の合計所得金額) 58 万円以下	45	63	18
	特定親族 特別	58 万円超 85 万円以下	45	63	
		85 万円超 90 万円以下	45	61	
		90 万円超 95 万円以下	45	51	
		95 万円超 100 万円以下	41	41	
		100 万円超 105 万円以下	31	31	
		105 万円超 110 万円以下	21	21	
		110 万円超 115 万円以下	11	11	
		115 万円超 120 万円以下	6	6	
	120 万円超 123 万円以下	3	3		
老人扶養	一般扶養のうち、扶養親族が 70 歳以上の場合	38	48	10	
同居老親 扶養	老人扶養対象者が父母等直系尊属で納税者自身又は配偶者と同居の場合	45	58	13	
年少扶養	一般扶養のうち、扶養親族が 15 歳以下の場合	0	0	0	
障害者控除	障害者	納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合	一人につき 26	一人につき 27	1
	特別障害者	納税者本人、同一生計配偶者、扶養親族が特別障害者である場合	30	40	10
	同居特別 障害者	同一生計配偶者、扶養親族が納税者自身、配偶者又は扶養親族と同居の特別障害者である場合	53	75	22
ひとり親控除	婚姻をしていない方で次の要件を満たす方。 1. 合計所得金額が 500 万円以下 2. 総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする子がいる 3. 住民票上で未届の夫(妻)と同様の内容の記載がない	30	35	5	

寡婦控除	夫と「死別」した後婚姻していない方、又は夫が生死不明の方で、次の要件を満たす方。 1. 合計所得金額が [※] 500万円以下 2. 住民票上で未届の夫(妻)と同様の内容の記載がない	26	27	1
	夫と「離婚」した後婚姻していない方、又は夫が生死不明の方で、次の要件を満たす方。 1. 合計所得金額が [※] 500万円以下 2. 扶養親族がいる 3. 住民票上で未届の夫(妻)と同様の内容の記載がない			
勤労学生控除	合計所得金額が [※] 85万円以下で、給与所得等以外の所得金額が [※] 10万円以下の学生	26	27	1
基礎控除	合計所得金額が [※] 132万円以下	43	95	5
	合計所得金額が [※] 132万円超 336万円以下		88	
	合計所得金額が [※] 336万円超 489万円以下		68	
	合計所得金額が [※] 489万円超 655万円以下		63	
	合計所得金額が [※] 655万円超 2,350万円以下		58	
	合計所得金額が [※] 2,350万円超 2,400万円以下		48	
	合計所得金額が [※] 2,400万円超 2,450万円以下	29	32	
	合計所得金額が [※] 2,450万円超 2,500万円以下	15	16	
	合計所得金額が [※] 2,500万円超	0	0	

※ 基礎控除の人的控除の差額については、合計所得2,500万円以下の場合従来通り人的控除の差を5万円として適用されます。控除が逡減する合計所得2,400万円超2,500万円以下の場合も含まれます。

CHECK! ※ 生計を一にするとは？

日常生活における費用を共にしていることをいいます。

勤務や就学等のために別居している場合でも 生活費・学資金等を常に送金している、勤務・就学等の余暇には家族のもとで生活を共にしているときは「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

人的控除の差額計算における注意点

配偶者特別控除の人的控除の差額を計算する際は、下表により計算します。※令和7年度まで

所得 55 万以上の配偶者特別控除については、新たな負担増がないため調整控除の対象とはなりません

(単位：万円)

配偶者特別控除		住民税控除額	所得税控除額	控除額の差
納税者の合計所得	配偶者の合計所得			
900 万以下	48 万超 50 万未満	33	38	5
	50 万以上 55 万未満	33	36	3
900 万超 950 万以下	48 万超 50 万未満	22	26	4
	50 万以上 55 万未満	22	24	2
950 万超 1,000 万以下	48 万超 50 万未満	11	13	2
	50 万以上 55 万未満	11	12	1

※ 基礎控除の人的控除の差額については、合計所得 2,500 万円以下の場合は従来通り人的控除の差を 5 万円として適用されます。控除が逡減する合計所得 2,400 万円超 2,500 万円以下の場合も含まれます。

障害者控除の基準

種 別	手 帳	特別障害	その他障害	手帳の有効期限
精 神	精神	1 級	2 級～3 級	2 年
知 的	療育	A	B	あり
身 体	身体	1～2 級	3 級～6 級	あり

※ 重度の認知症や寝たきりの場合は、障害者控除認定書により障害者控除を適用できます。

ひとり親控除・寡婦控除

【本人が女性の場合】

(単位：万円)

配偶関係		死別		離別		未婚	
本人所得 (合計所得金額)		500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超
扶養親族	有	子	30 ^{※1}	—	30 ^{※1}	—	30 ^{※1}
		子以外	26 ^{※2}	—	26 ^{※2}	—	—
	無	26 ^{※2}	—	—	—	—	—

※1 ひとり親控除 ※2 寡婦控除

【本人が男性の場合】

(単位：万円)

配偶関係		死別		離別		未婚	
本人所得 (合計所得金額)		500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超	500万円 以下	500万円 超
扶養親族	有	子	30 [※]	—	30 [※]	—	30 [※]
		子以外	—	—	—	—	—
	無	—	—	—	—	—	—

※ ひとり親控除

その他の所得控除

種類	適用される場合
雑損控除	<p>納税者本人又は総所得金額等が 58 万円以下の生計を一にする配偶者その他の親族が、災害や盗難等による資産の損失がある場合。※ 次のア、イのいずれか多い額</p> <p>ア (損失額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10)</p> <p>イ (災害関係支出の合計)－(保険等により補てんされた額)－5万円</p>
医療費控除 又は 医療費控除の特例 (セルフメディケーション税制)	<p>納税者本人や生計を一にする配偶者その他の親族の医療費を支払った場合。</p> <p>(支払った医療費－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×5%又は10万円のいずれか少ない額) ※ 上限 200 万円</p> <p>セルフメディケーション税制 (医療費控除との併用不可)</p> <p>健康保持増進及び疾病予防のため一定の取組^{※1}を行っている方が、前年の1月1日から12月31日までの間に、本人又は生計を一にする配偶者その他親族のためにスイッチ OTC 医薬品^{※2・3}やとりわけ効果があると考えられる薬効(3薬効程度)の医薬品購入の対価を支払った場合、その年中の購入費用が1万2千円を超える場合、超える金額について所得控除が受けられます。</p> <p>(対象となる支払額－保険等により補填された金額)－1万2千円 ※ 上限8万8千円</p> <p>※1 特定健康診査、予防接種、健康診断、がん検診等</p> <p>※2 医師によって処方される医療用医薬品で、店舗販売できる一般医薬品(OTC 医薬品)に転換されたもの。対象となる医薬品は厚生労働省のHPに掲載されているほか、パッケージに対象である旨を示すマークがついています。</p> <p>※3 スイッチ OTC 医薬品のうち、効果の薄いものは対象外となります。</p>
社会保険料控除	<p>納税者本人や生計を一にする配偶者その他親族のために社会保険料を支払った金額の全額(生計を一にする配偶者、その他の親族が受け取る年金から特別徴収されている介護保険料等は納税者自身の控除の対象になりません。)</p>
小規模企業 共済等掛金控除	<p>小規模企業共済制度の掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金、確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金又は個人型年金加入者掛金を支払った金額の全額</p>



種類	適用される場合		所得税（参考）			
生命保険料控除	ア 旧契約分（平成 23 年 12 月 31 日以前） 控除額は旧一般生命保険料・旧個人年金保険料のそれぞれ個別に計算した控除額の合計額		ア 旧契約分（平成 23 年 12 月 31 日以前） 控除額は旧一般生命保険料・旧個人年金保険料のそれぞれ個別に計算した控除額の合計額			
	支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額		
	15,000 円以下	支払額	25,000 円以下	支払額		
	15,001 円～40,000 円	支払額×1/2+7,500 円	25,001 円～50,000 円	支払額×1/2+12,500 円		
	40,001 円～70,000 円	支払額×1/4+17,500 円	50,001 円～100,000 円	支払額×1/4+25,000 円		
	70,001 円以上	35,000 円	100,001 円以上	50,000 円		
	イ 新契約分（平成 24 年 1 月 1 日以後） 控除額は新一般生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料のそれぞれ個別に計算した控除額の合計額		イ 新契約分（平成 24 年 1 月 1 日以後） 控除額は新一般生命保険料・介護医療保険料・新個人年金保険料のそれぞれ個別に計算した控除額の合計額			
	支払った保険料	控除額	支払った保険料	控除額		
	12,000 円以下	支払額	20,000 円以下	支払額		
	12,001 円～32,000 円	支払額×1/2+6,000 円	20,001 円～40,000 円	支払額×1/2+10,000 円		
32,001 円～56,000 円	支払額×1/4+14,000 円	40,001 円～80,000 円	支払額×1/4+20,000 円			
56,001 円以上	28,000 円	80,001 円以上	40,000 円			
7 万円 （住民税）						
12 万円 （所得税）						
地震保険料控除	控除額は地震保険料、（旧）長期損害保険料それぞれの個別に計算した控除額の合計額		控除額は地震保険料、（旧）長期損害保険料それぞれの個別に計算した控除額の合計額			
	※ 限度額は 2 万 5 千円		※ 限度額は 5 万円			
	※ （旧）長期損害保険料は、平成 18 年末までに締結した保険期間が 10 年以上で満期返戻金があるもの		※ （旧）長期損害保険料は、平成 18 年末までに締結した保険期間が 10 年以上で満期返戻金があるもの			
		支払った保険料	控除額		支払った保険料	控除額
	震	50,000 円以下	支払額×1/2	震	50,000 円以下	支払額
		50,001 円以上	25,000 円		50,001 円以上	50,000 円
	観	5,000 円以下	支払額	観	10,000 円以下	支払額
		5,001 円～15,000 円以下	支払額×1/2+2,500 円		10,001 円～20,000 円以下	支払額×1/2+5,000 円
		15,001 円以上	10,000 円		20,001 円以上	15,000 円

税額控除

調整控除

所得税と住民税の人的控除額（基礎控除、扶養控除等）の差に基づく負担増を調整するために、所得割額から一定の金額を調整するものです。ただし、令和3年度より合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については、調整控除の適用ができないこととされました。

区 分	調整控除額の算定方法
合計課税所得金額が200万円以下の場合	控除額＝次のア、イのいずれか小さい額×控除率（市3％・県2％） ア 人的控除額の差の合計額 ^{※1} イ 合計課税所得金額 ^{※2}
合計課税所得金額が200万円超の場合	〔人的控除額の差の合計額－（合計課税所得金額－200万円）〕 ^{※3} ×控除率（市3％・県2％）

※1 人的控除額の差額は、所得控除【人的控除】の控除額の差より求めます。

※2 合計課税所得金額とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額です。

※3 この金額が5万円未満の場合は5万円となります。

住宅借入金等特別税額控除

平成21年から令和12年までに住宅に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている方で、所得税から引ききれなかった額がある場合は、住民税から次のいずれか低い額が減額されます。

ア 所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において引ききれなかった額

イ 所得税の課税総所得金額等^{※1}の合計額に所得税の基礎控除額から48万円を差し引いた額を加算した額に5％を乗じて得た額（最高97,500円）ただし、平成26年4月から令和3年12月までに入居し、消費税率が8％又は10％である場合は、7％を乗じて得た額（最高136,500円）、令和4年から令和7年までに入居した場合は5％を乗じて得た金額（最高97,500円）^{※2}

※1 課税総所得金額、課税退職金額及び課税山林所得金額の合計額です。

※2 ただし、令和4年中に入居した方のうち、住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税の税率が10％かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、控除限度額は136,500円となります。

外国税額控除

国際的な二重課税を調整するため、外国でその国の所得税等を課された場合には、住民税が減額される場合があります。所得税で外国税額控除が適用され、所得税で引ききれなかったときは、まず県民税所得割から所得税の控除限度額の12％を上限に減額し、さらに引き切れなかった場合に、市民税所得割から所得税の控除限度額の18％を上限として減額されます。

寄附金税額控除

次のいずれかに該当する寄附金がある場合は、一定の額が税額から控除されます。

- ア 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金（いわゆる「ふるさと納税」）
- イ 愛媛県共同募金会、日本赤十字社愛媛県支部に対する寄附金（愛媛県以外は対象外）
- ウ 愛媛県又は四国中央市が条例で指定した団体に対する寄附金（四国中央市独自の指定はない。県＝市）

【控除額の計算方法】

基本控除額 (ア、イ、ウの場合)	(寄附金合計額－2,000円) × (市民税6%・県民税4%) ※ 控除の対象となる寄附金額は、総所得金額等の30%が上限			
特例控除額 (アの場合のみ加算 される)	(寄付金合計額－2,000円) × (下表の割合) × (市民税3/5・県民税2/5) ※ 控除額は、住民税所得割額(調整控除後)の20%が上限			
	課税所得金額－人的控除の差の合計 －(所得税の基礎控除額-48万円)	割合(%)	課税所得金額－人的控除の差の合計 －(所得税の基礎控除額-48万円)	割合(%)
	0円～1,950,000円	84.895	9,000,001円～18,000,000円	56.307
	1,950,001円～3,300,000円	79.79	18,000,001円～40,000,000円	49.16
	3,300,001円～6,950,000円	69.58	40,000,001円～	44.055
	6,950,001円～9,000,000円	66.517		
※ 0円未満、又は課税総所得金額がない場合はこの表と異なる割合を用います。				

※ 「ワンストップ特例制度」が適用される場合は、所得税及び復興特別所得税における控除額に代えて「申告特例控除額」が加算されます。

CHECK! ワンストップ特例制度とは？

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる仕組みとして平成27年に「ワンストップ特例制度」が創設されました。

「ワンストップ特例制度」とは、寄附先の自治体（令和元年6月1日以降は総務大臣から指定を受けた自治体のみ対象）へ「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に必要事項を記載して提出することで、「基本控除額」と「特例控除額」に「申告特例控除額」が加算された額が翌年度の住民税の減額という形で控除されます。

【申請の条件】

- ・ふるさと納税以外で確定申告、住民税申告をする必要がない給与所得者。
- ・納税先の自治体数が5団体以内。
- ・各納税先の自治体に「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」を提出する。

【申告特例控除額の計算方法】

申告特例控除額 = 特例控除額 × (下表の割合)

課税総所得金額から人的控除差額の合計額を控除した額	割合
195万円以下	84.895分の5.105
195万円を超え 300万円以下	79.79分の10.21
330万円を超え 695万円以下	69.58分の20.42
695万円を超え 900万円以下	66.517分の23.483
900万円超	56.307分の33.693

配当控除

株式の配当等の配当所得があるときは、その金額に次の率を乗じた金額が差し引かれます。

区 分		課税標準額が 1,000 万円以下の部分		課税標準額が 1,000 万円超の部分	
		市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資信託等	特定株式投資信託以外（一般外貨建等証券投資信託を除く）	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

※ 配当等の種類によっては配当控除の適用がない場合があります。

※ 申告分離課税を選択したものは、配当控除の適用がありません。

配当割・株式等譲渡所得割控除

特定配当等や源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡益等について、申告があった場合は、所得割額（税額控除後）から配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。

控除しきれない額については均等割額に充当し、充当しきれない額については、還付等がされます。

なお、令和5年度（令和4年分）までは所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度（令和5年分）より、上場株式等の配当所得等や譲渡所得等に係る課税方式を所得税の課税方式と一致させることとなり、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。そのため、申告不要を選択された場合、配当割額、株式等譲渡所得割額の控除は適用されません。

【配当割】

特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合、上場株式等の配当の所得に対しては 15.315%の所得税と5%の住民税が源泉徴収されます。

これにより、所得税及び住民税が源泉徴収されている場合は申告をしなくてよいことになっています。

申告をした場合は、その配当所得につき総合課税又は分離課税されますが、源泉徴収された住民税部分を、算出された税額から控除します。

【株式等譲渡所得割】

特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合、上場株式等の譲渡益に対しては 15.315%の所得税と5%の住民税が源泉徴収されます。

これにより、所得税及び住民税が源泉徴収されている場合は、申告をしなくてよいことになっています。

申告をした場合は、その譲渡所得につき分離課税されますが、源泉徴収された住民税部分を、算出された税額から控除します。

6. 課税の特例（分離課税）

住民税の所得割額を計算する場合、前年の所得金額については、原則として全ての所得を合計して計算しますが（総合課税）、土地・建物等の譲渡所得や退職所得等については、他の所得と区別して、特別な方法で税額を計算する特例があります。（分離課税）



退職所得の課税の特例

退職所得については、他の所得と分離して課税され、退職金の支払者（事業所）がその支払いをするときに支給額から差し引いて市に納入します。（支払われる年の1月1日にお住まいの市町村）

税額の求め方

$$\text{税額} = (\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2^* \times 10\% \text{（市民税} 6\% \text{、県民税} 4\% \text{）}$$

※ 勤続年数が5年以内の法人役員等は、2分の1を乗じる措置を廃止した上で計算します。

退職所得控除額の算定方法（勤務年数に応じて計算）

勤続年数	退職所得控除額
20年以下	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は80万円）
20年超	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※ 障害者になったことにより退職した場合は、上記控除額に100万円を加算します。

※ 死亡により支払われる退職手当等に対しては相続税の課税対象となるため、住民税は課税されません。

譲渡所得（土地・建物等）の課税の特例

個人が土地や建物を売った際に課税されるもので、譲渡した年の1月1日に所有期間が5年を超えるものを長期譲渡、5年以下のものを短期譲渡といい、それぞれの算式により税額を計算します。

譲渡所得（土地・建物等）の税額の求め方

$$\text{譲渡所得の税額} = \text{課税譲渡所得金額} \times \text{税率}$$

課税譲渡所得金額の求め方

$$\text{課税長期（短期）譲渡所得金額} = \text{譲渡の収入額} - (\text{取得費}^{\ast 1} + \text{譲渡費用}^{\ast 2}) - \text{特別控除額}^{\ast 3}$$

※1 取得費：売った土地や建物を買い入れたときの購入代金や仲介手数料、登記費用、設備費、改良費等の合計

※2 譲渡費用：土地や建物を売るためにかかった仲介手数料や測量費、立退料、建物取り壊し費用等

※3 特別控除額：政策的に税額を軽減するために設けられた控除で、主なものは下記のとおりです。

譲渡の理由	特別控除額
収用事業のために土地や建物等を譲渡した場合	5,000万円
自分が住んでいる家屋やその敷地を売却した場合	3,000万円
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円
農地保有合理化等のために農地等を売却した場合	800万円

譲渡所得（土地・建物等）の税率

区 分		市民税	県民税	所得税※	
長期譲渡所得 (保有期間5年超)	一 般	3.0%	2.0%	15.0%	
	優良住宅地のための譲渡	2,000万円以下	2.4%	1.6%	10.0%
		2,000万円超	3.0%	2.0%	15.0%
	居住用財産の譲渡	6,000万円以下	2.4%	1.6%	10.0%
6,000万円超		3.0%	2.0%	10.0%	
短期譲渡所得 (保有期間5年以下)	一 般	5.4%	3.6%	30.0%	
	国・地方公共団体等へ譲渡	3.0%	2.0%	15.0%	

※ 併せて規準所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税がかかります。

上場株式等の配当等の課税の特例

上場株式等の配当等については、その支払いの際に源泉徴収がされ、申告しないこと（申告不要制度）を選択することができます。また、申告する場合は上場株式等の配当所得について、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択することができます。税率等は下記のとおりとなります。

区分		確定申告する		確定申告しない
		総合課税選択 (利子所得は選択不可)	申告分離課税選択	申告不要 (源泉徴収のみで終了)
税率	市民税	6%	3%	3%
	県民税	4%	2%	2%
	所得税 ^{※3}	5～45%累進税率	15%	15%
配当控除		○	×	×
上場株式等の譲渡損失との 損益通算・繰越控除（3年間）		×	○	× ^{※1}
合計所得金額に含まれる		○	○ ^{※2}	×

※1 同一の源泉徴収口座内における取引については、損益通算が可能です。

※2 上場株式等に係る譲渡損失との損益通算の特例の適用を受けている場合には、その適用後の金額、上場株式等に係る譲渡損失の繰越の適用を受けている場合は、その適用前の金額が合計所得金額に含まれます。

※3 併せて基準所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税がかかります。

CHECK! 令和5年度（令和4年分）までは所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度（令和5年分）より、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税の課税方式と一致させることとなり、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。所得税で上場株式等の配当所得等を確定申告すると、これらの所得は住民税でも合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなります。それにより、扶養控除や配偶者控除等の適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定、各種行政サービス等に影響が出る場合がありますので、令和6年度（令和5年分）以降の申告の際はご注意ください。

株式等の譲渡所得等及び先物取引に係る雑所得等の課税の特例

区 分	市民税	県民税	所得税 ^{※1}
一般株式等に係る譲渡所得等	3%	2%	15%
上場株式等に係る譲渡所得等 ^{※2}	3%	2%	15%
先物取引に係る雑所得等	3%	2%	15%

※1 併せて基準所得税額に2.1%を乗じた復興特別所得税がかかります。

※2 源泉徴収口座内の上場株式等に係る譲渡所得等については、申告しないこと（申告不要）を選択することができます。

CHECK! 令和5年度（令和4年分）までは所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度（令和5年分）より、上場株式等の譲渡所得等に係る課税方式を所得税の課税方式と一致させることとなり、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。所得税で上場株式等の譲渡所得等を確定申告すると、これらの所得は住民税でも合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなります。それにより、扶養控除や配偶者控除等の適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定、各種行政サービス等に影響が出る場合がありますので、令和6年度（令和5年分）以降の申告の際はご注意ください。

7. 申告

市県民税の申告

1月1日現在、市内に住所がある方は、原則としてその年の3月15日までに「市県民税申告書」を提出することになっています。ただし、次の方は申告の必要がありません。

- ア 所得税の確定申告をした方
 - イ 前年の所得が給与所得のみの方（ただし、給与支払報告書が提出されていない方や、年末調整していない方、雑損控除・医療費控除・寄附金税額控除等を受けようとする方は、申告書の提出が必要です。）
 - ウ 前年の所得が公的年金に係る所得のみの方（ただし「公的年金の源泉徴収票」に記載されている控除以外の控除（生命保険料控除、医療費控除等）を受けようとする方は申告書の提出が必要です。）
 - エ 住民税が非課税となる方（ただし、税証明が必要な方や各種手続の関係で、申告書の提出が必要となる場合があります。）
- ※ 平成29年度の住民税の申告から、マイナンバー（個人番号）の記載が必要となっています。
- ※ 申告が必要かどうかは「申告フローチャート」でご確認ください。

所得税の確定申告

毎年3月15日までに、前年の所得を所管する税務署に確定申告します。

ただし、次の方は申告の必要がありません。

- ア 給与所得者（ただし、給与等の収入金額が2,000万円超の方、給与所得以外の所得の金額が20万円超の方は申告が必要です。）
 - イ 公的年金等収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得の金額が20万円以下の方
- ※ 確定申告が不要な方でも、医療費控除、生命保険料控除等の控除の追加による所得税の還付を受ける場合や、前年からの損失の繰越控除を受ける場合等は、申告が必要です。

給与支払報告書の提出

会社等が前年中に従業員に給与を支払った場合は、毎年1月31日までに給与支払報告書を作成して、お住まいの市役所へ提出しなければなりません。

- ※ 前年中に退職した方のうち、前年中の給与等の支払金額が30万円以下の方については給与支払報告書の提出を省略できますが、適正課税のためご提出をお願いしております。

申告フローチャート

申告が必要かどうか、確定申告・市県民税申告のどちらをしたらよいかを簡易的に判断できます。

※ 確定申告する場合は市県民税申告をしなくてかまいません。



<注意点>

上記で「市県民税申告」となった場合でも、下記に該当する方は税務署で確定申告する必要があります。

- ・所得税を納付する方、又は還付を受けられる方
- ・消費税、贈与税、相続税の申告が必要な方
- ・分離所得（土地、株式等の譲渡、先物取引等）の申告
- ・青色申告
- ・損失の繰越申告、繰越控除の申告
- ・住宅借入金等特別控除等の住宅関連の控除
- ・外国税額控除の申告

8. 納税の方法

納税には、普通徴収と特別徴収の方法があり、市民税と県民税を併せて納めます。

普通徴収

自営業の方等は、市から送付される納税通知書（納付書）により、通常年4回（6月・8月・10月・翌年の1月）に分けて納めていただきます。これを普通徴収といいます。

- ※ 四国中央市では、便利、確実・安全な口座振替をお勧めしています。
- ※ 口座振替の取扱金融機関は、指定金融機関等の本店、支店及び出張所です。
- ※ 口座振替を希望する場合は、取扱金融機関窓口又はネット口座振替受付サービスにてお手続きが可能です。
- ※ 口座振替は、振替依頼書が受領された月の翌月の納期分から開始されます。なお、振替日は、納期末日（納期限）で、納期末日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。
- ※ これまでの四国中央市指定金融機関に加え、全国のQRコード（eL-QR）対応金融機関でも支払いができるようになります。※QR決済やクレジットカード等も可。

給与からの特別徴収

給与所得者の場合は、会社等の給料の支払者（特別徴収義務者という）が6月から翌年の5月までの各月の給与から税額を差し引き、それを取りまとめて各月分を翌月の10日までに納めていただくことになっています。これを給与からの特別徴収といいます。なお、納税者には給与の支払者を通じて税額を通知します。

なお、65歳以上の方の公的年金に係る税額は公的年金からの特別徴収となりますので、給与からの特別徴収はできません。

公的年金からの特別徴収

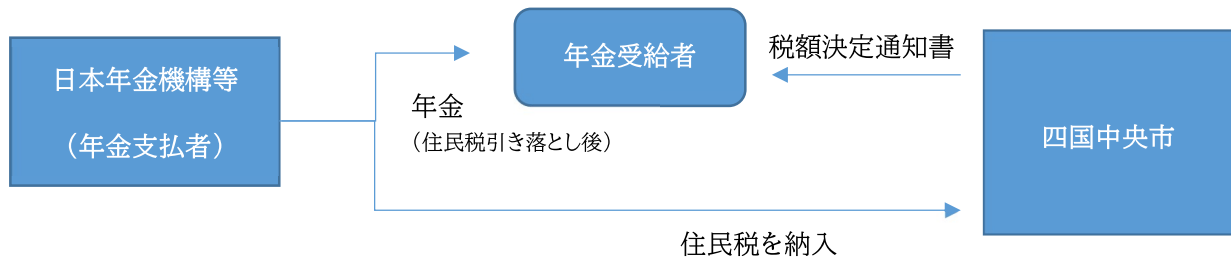
公的年金からの特別徴収とは、年金支払者が年金の支払いの際に住民税を差し引いて、代わりに市役所へ納入する制度です。

対象者は、年度の初日（4月1日）現在、老齢基礎年金等の公的年金の支払いを受けている65歳以上の方のうち、介護保険料が年金から引き落としされており、かつ住民税が課税となる方です。

年金支払者が公的年金等の所得に対する税額を公的年金の支払額から引き落とし、年金支給月の翌月の10日までに一括して納めることになります。

- ※ 介護保険料が年金から差し引きされていない方、年金額が年額18万円未満の方、今年の4月1日現在64歳以下の方は、住民税は年金から差し引きされません。

公的年金からの特別徴収のフロー図



公的年金からの特別徴収の納付方法

ア 前年度から継続して公的年金からの特別徴収になっている方

納付方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度 年税額の 1/6	前年度 年税額の 1/6	前年度 年税額の 1/6	年税額から4月・6月・8月に 引き落とした額を差し引いた額		
				1/3	1/3	1/3

※表中の年税額は、公的年金等の所得に対する税額です。

イ 新たに公的年金からの特別徴収になる方、又は再開される方

納付方法	普通徴収			特別徴収（本徴収）		
		6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月
納付額		年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6

ウ 公的年金からの特別徴収が中止される場合

介護保険料が年金からの特別徴収ではなくなった、納税義務者が死亡した、四国中央市から転出した等の場合、年度の途中でも年金からの特別徴収が中止になることがあります。その場合は、納付方法が特別徴収から普通徴収（納付書や口座振替による納付）に変更されます。

9. 個人住民税の計算例

個人住民税の計算の具体例を示すと下記のとおりです。

- 家族構成・・・夫婦と子ども2人（妻子は所得なし，夫50歳，妻47歳，子は20歳と17歳）
- 令和7年中の収入・・・5,000,000円（給与収入）
- 令和7年中の支払・・・社会保険料500,000円，一般の旧生命保険料200,000円，旧個人年金保険料100,000円

【税額の計算】

(1) 給与収入から給与所得を計算します。 $(5,000,000 \div 4 \times 3.2) - 440,000 = 3,560,000$ 円

給与収入 5,000,000円	
給与所得 3,560,000円	給与所得控除額 1,440,000円

(2) 所得金額から所得控除額を控除します。 $3,560,000 \text{円} - 2,110,000 \text{円} = 1,450,000$ 円

所得金額 3,560,000円	
課税標準額 1,450,000円	<u>所得控除額計 2,110,000円</u>
	● 社会保険料控除 500,000円
	● 生命保険料控除 70,000円
	● 配偶者控除 330,000円
	● 扶養控除（特定） 450,000円
	● 扶養控除（一般） 330,000円
	● 基礎控除 430,000円

(3) 市民税と県民税の所得割額をそれぞれの税率で計算します。

課税標準額 1,450,000円	× 市民税6% = 87,000円
	× 県民税4% = 58,000円

(4) 調整控除額を計算します。

合計課税所得金額が200万円以下の場合、合計課税所得金額（1,450,000円）と所得税との人的控除額の差額〔配偶者控除50,000円、扶養控除（特定）180,000円、扶養控除（一般）50,000円、基礎控除50,000円の合計330,000円〕のいずれか小さい額に控除率を乗じます。

- 市民税 330,000円 × 3% = 9,900円
- 県民税 330,000円 × 2% = 6,600円

(5) (3)で算定した所得割額から(4)で算定した調整控除額を減額して、均等割額を加えます。

市民税 87,000円 - 9,900円 + 3,000円（均等割額） = 80,100円

県民税 58,000円 - 6,600円 + 1,700円（均等割額） = 53,100円

(6) 個人住民税の税額は

133,200円（市民税80,100円・県民税53,100円）となります。

※森林環境税（国税）1,000円と併せて徴収します。

10. Q & A

Q 住民票の住所と実際に住んでいる場所の住所が違う場合、住民税はどこに納めたらよいのでしょうか？

A その年の1月1日現在に実際に住んでいる市区町村に税金を納めていただくことになります。

例えば、去年の4月から今年の3月までA市に住んでいた場合、住民票は継続して四国中央市にあったとしても、今年度の住民税はA市に納めていただくようになります。

Q 私の夫は今年の2月に亡くなりました。この場合、亡夫の今年度の住民税は納める必要がありますか？

A 住民税は、前年中の所得を対象として、1月1日現在の居住者に課税されます。

よって、今年の2月に亡くなったとしても、今年度の住民税について配偶者（あなたの夫）には納税義務があり、納税義務者が死亡された場合は、相続人にその納税義務を承継して納めていただく必要があります。

ただし、今年の2月までの収入があったとしても、次年度の住民税はかかりません。

Q 昨年3月に退職したときに退職金から住民税を天引きされましたが、今年の6月に納税通知書が送られてきました。これはなぜでしょうか？

A 退職所得に対する住民税は、退職手当が支払われる際に天引きされ、その支払者を通じて市に納入されますが、退職所得以外の所得に対する住民税はその翌年に納めていただくこととなっています。

あなたの場合、退職された年の1月1日から3月（退職時）までに支払われた給与等に対する住民税の納税通知書が送られてきたものと思われます。

Q 私は給与所得者ですが、原稿料の所得が15万円程度あります。

所得税は副業の所得が20万円以下であれば申告不要ですが、住民税の申告は必要でしょうか？

A 所得税の場合は、所得の発生した時点で源泉徴収を行っている等の理由から、給与所得以外の所得が20万円以下の場合には確定申告不要とされていますが、住民税においては、このような源泉徴収制度はなく、他の所得と合算して税額が計算されることとなりますので、給与所得以外の所得がある場合には、所得の多寡にかかわらず、市町村へ申告しなければなりません。

Q 会社を退職したら、住民税の納付書が送られてきたのですが、なぜですか？

A 毎月の給料から住民税を天引きして事業所経由で納めていただくことを「特別徴収」といい、納付書や口座振替の方法により、ご自身で納めていただくことを「普通徴収」といいます。

特別徴収は6月～翌年5月の12回に分けて徴収するのに対し、普通徴収は年税額を6月末、8月末、10月末、1月末の4回の納期限に分けた納付書にて納めていただくようになっています。

おたずねのケースでは、会社を退職されたことにより、特別徴収ができなくなったため、普通徴収に切り替わり、残りの年税額については、納付書で納めていただくこととなったものです。

Q 18歳になる子どもがアルバイトをしています。いくら収入ならば住民税がかかるのでしょうか？

A 学生やフリーターのアルバイトに対しても、その収入金額によって、所得税、住民税がかかったり、親の扶養控除の対象から外れたりします。

具体的には、年収103万円（所得38万円）を超えると住民税がかかります。

また、年収160万円（所得95万円）を超えると所得税がかかり、さらに扶養控除の対象から外れます。

ただし、給与収入が103万円を超える場合でも、未成年者で、前年中の合計所得金額が135万円以下であれば住民税はかかりません。

※ 未成年者とは、住民税がかかる年の1月1日時点において、18歳未満で、結婚していない、又は婚姻歴のない方です。

Q 昨年と比べて今年も所得はそんなに変わらないのに税額が違います。なぜでしょうか？

A 住民税の税額は、所得のみによって決まるのではなく、所得控除（社会保険料控除、生命保険料控除、扶養控除等）の内容によっても大きく左右されます。

また、所得が少し上がってしまっただけでも、一定の基準を超えると、それまで年齢要件や所得要件等の関係で軽減措置を受けられていたものが、受けられなくなる場合もあります。

受けられる控除がある場合、税務署での確定申告、もしくは市役所で住民税申告をしていただくことで適用できます。

また、税額決定後でも控除を追加する申告をしていただくことで、税額を減額（既に納めている場合は還付手続等）ができます。

Q 私には現在パート収入があります。私自身の税金や夫の税金はどうなりますか？

A パート収入は給与収入となります。

● あなたの税金について

四国中央市の場合、年間の給与収入が 93 万円以下であれば、住民税はかかりません。また、160 万円以下であれば所得税はかかりません。

住民税は、世帯全体の所得で合計して課税されるのではなく、ご自身の所得のみに対してかかります。したがって、ご家族に 2 人以上住民税がかかる所得のある方がいる場合、各自で納めていただくことになります。

● 夫の税金について

あなたの給与収入が 123 万円を超えると、配偶者控除が適用できなくなるため、あなたの夫の税金が増額することが予想されます。

(配偶者の給与収入が 123 万円超 201 万 6 千円未満の場合、配偶者特別控除が適用できます。)

※ 年間の給与収入が 103 万円超 123 万円以下の方は、配偶者控除の対象となりますが、住民税はかかります。

※ 給与収入以外に年金収入等がある場合は条件が異なります。ご注意ください。

Q. 妻がパートで働いたときの所得税、住民税はどうなりますか？

A. 妻がパートで働く場合、その年間収入の金額によって、妻に課税されるかが決まります。

また夫の税額計算においても、配偶者控除等の適用があるかどうかで、課税の有無、税額が変わります。

パートの年収	妻の税金		夫の税金（所得税、住民税）	
	所得税の課税	住民税の課税	配偶者控除の適用	配偶者特別控除の適用
103 万円以下	—	—	○	×
103 万円超 123 万円以下	—	○	○	×
123 万円超 160 万円以下	—	○	×	○
160 万円超 201 万 6 千円未満	○	○	×	○
201 万 6 千円以上	○	○	×	×

Q 総所得金額と合計所得金額の違いは何ですか？

A 所得の合計額として、合計所得金額、総所得金額、総所得金額等があります。

- **合計所得金額** … 純損失、雑損失の繰越控除前の次の所得の合計額
 - 分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額（特別控除前）
 - 分離課税の株式等に係る譲渡所得等の金額
 - 分離課税の先物取引に係る雑所得等の金額
 - 退職所得
 - 山林所得

- **総所得金額** … 純損失、雑損失の繰越控除をした後の次の所得の合計額
 - 事業所得（営業等、農業）
 - 不動産所得
 - 利子所得
 - 配当所得
 - 給与所得
 - 雑所得
 - 一時所得の2分の1
 - 総合課税の短期譲渡所得
 - 総合課税の長期譲渡所得の2分の1

- **総所得金額等** … 合計所得金額から、純損失、雑損失の繰越控除をしたもの

Q 株式の配当所得について申告が必要ですか？

A 上場株式等の配当と一般株式等の配当の2つに大別され、それぞれ取扱いが異なります。

1. 上場株式等の配当

申告は下記のいずれかを選択することになります。

(1) 申告不要制度の適用

所得税・住民税が源泉徴収（特別徴収）されている場合は申告不要です。

(2) 総合課税で申告 ※ 税率10%（市：6%、県4%）

総合課税で申告することで、配当所得が合計所得金額等に含まれますが、配当控除の適用を受けることができ、その他の所得との損益通算が可能です。ただし、上場株式等の譲渡損失との損益通算はできません。

(3) 分離課税で申告 ※ 税率5%（市：3%、県2%）

分離所得として申告することで配当所得が合計所得金額に含まれますが、上場株式等の譲渡損失等との損益通算ができます。ただし、配当控除はありません。

※ 確定申告において、上場株式等の配当所得等を、総合課税又は分離課税として申告された場合は、住民税も同様の課税方式が適用されます。

そのため、総所得金額等や合計所得金額に含まれることになり、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定や国民健康保険料判定に影響することがあります。

※ 令和5年度（令和4年分）までは所得税とは異なる課税方式を選択できましたが、令和6年度（令和5年分）より、上場株式等の配当所得等に係る課税方式を所得税の課税方式と一致させることとなり、所得税と住民税で異なる課税方式を選択することができなくなりました。所得税で上場株式等の配当所得等を確定申告すると、これらの所得は住民税でも合計所得金額や総所得金額等に算入されることとなります。それにより、扶養控除や配偶者控除等の適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料等の算定、各種行政サービス等に影響が出る場合がありますので、令和6年度（令和5年分）以降の申告の際はご注意ください。

2. 一般株式等（非上場株式）の配当

一定以下の金額であれば確定申告は不要ですが、住民税の申告は必要となります。また、分離課税では申告できないので、取扱いは上場株式等の総合課税と同様です。

※ 上場株式等の大口株式分についても一般株式と同様の取扱いですが、確定申告も必要となります。

11. 市税の証明書に関して

各種の証明書申請について、完納証明、所得証明、評価証明等、プライバシーの保護に該当するものの証明及び閲覧申請には、本人確認書類（個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、健康保険証、年金手帳等）が必要です。

本人、住民票上の同一世帯の親族以外の方が申請するときは、委任状が必要です。

手数料

公簿等の閲覧や証明書の発行には手数料が必要です。

- 住宅用家屋証明書 1通 1,300 円
- その他の証明書 1通 300 円

住民税に関する証明書（所得証明書）の発行について

所得証明書等は、毎年6月中旬以降に最新年度の証明書を発行しています。

ただし、住民税の申告をしていないと発行することができません。また、申告期限（3月15日）後に申告された場合、証明書の発行に1週間程度の期間を要する場合がありますので、期限内に申告していただきますようお願いいたします。

収入がなかった方や、障害年金や遺族年金のみだった方で、非課税証明書が必要な場合は、収入がなかったという申告をしていただく必要があります。

なお、所得証明書は最新年度を含んで、過去5年度分まで発行可能です。



郵便による交付申請について

下記の①～④を同封の上、四国中央市税務課までご請求ください。

郵送で請求できるのは、原則納税者本人に限ります。

また、証明書の送付先は納税義務者あてになります。

1. 申請書

下記の必要事項を記入してください。

- 納税者の氏名
- 納税者の生年月日
- 電話番号（昼間連絡の取れる電話番号）
- 住所
 - （1）現在の住所
 - （（2）四国中央市におられた方のみ、四国中央市にいたときの住所も併せて記載）
- 必要な証明書名
- 必要年度（何年度分の証明書が必要か記載）
- 必要枚数
- 使用目的及び提出先

※ 四国中央市ホームページ【各種様式ダウンロードサービス】より、郵便請求申請書の様式を取得できます。

2. 手数料

定額小為替を同封してください。（定額小為替は郵便局で購入できます。）

なお、手数料は各市町村や証明内容によって異なります。四国中央市の手数は前頁のとおりです。

3. 返信用封筒

返信先の住所、氏名（申請者）を記入し、ご返送に必要な金額分の郵便切手を貼っておいてください。

お急ぎの方は速達料金を追加してください。

4. 本人の申請であることの証明

本人確認書類の写し（コピー） （例）運転免許証、マイナンバーカード等

12. 令和7年度 税制改正について

令和8年度から適用される住民税の主な改正点は、以下のとおりです。

給与所得控除の見直し～給与収入金額が190万円以下の方～

給与収入から給与所得を算出する際に、給与収入から控除する「給与所得控除」について、最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。下表のとおり、給与収入金額190万円までについて、給与所得控除額65万円が適用されます。

(改正前と改正後の比較)

給与収入等の収入	改正前給与所得控除額	改正後給与所得控除額
1,625,000円以下	55万円	65万円
1,625,001円～1,800,000円	収入金額×40%－100,000円	
1,800,001円～1,900,000円	収入金額×30%＋80,000円	
1,900,001円～3,600,000円		
3,600,001円～6,600,000円	収入金額×20%＋440,000円	同左（改正なし）
6,600,001円～8,500,000円	収入金額×10%＋1,100,000円	
8,500,001円以上	1,950,000円（上限）	

各種扶養控除等に係る所得要件の引上げ

扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が以下のように変更されます。

(改正前と改正後の比較)

所得要件	改正前（給与収入金額）	改正後（給与収入金額）
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円（103万円）	58万円（123万円）
ひとり親が有する生計を一にする子の総所得金額等		
雑損控除を認められる親族の総所得金額等		
家内労働者の特例における必要経費に算入する金額の最低保障額	55万円	65万円
勤労学生の合計所得金額	75万円（130万円）	85万円（150万円）

特定親族特別控除の創設

・大学生年代の子等に対する控除制度が新設され、所得要件の緩和と段階的に通減（徐々に減っていく仕組み）が導入されます。

【対象者】

以下のいずれにも該当する方と生計を一にする納税義務者

- ・年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者及び青色事業専従者等を除く）
- ・合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下（給与収入のみの場合は 123 万円超 188 万円以下）
- ・控除対象扶養親族に該当しない

※なお、親族の合計所得金額が 58 万円（給与収入のみの方は 123 万円）以下の場合は特定親族特別控除の対象にはなりませんが、扶養控除の対象となります。（年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族は特定扶養親族に該当し、扶養控除は 45 万円です。

特定親族の合計所得金額（給与収入金額）	納税義務者の特定親族特別控除額
58万円超85万円以下（123万円超 150万円以下）	45万円
85万円超90万円以下（150万円超 155万円以下）	
90万円超95万円以下（155万円超 160万円以下）	
95万円超100万円以下（160万円超 165万円以下）	41万円
100万円超105万円以下（165万円超 170万円以下）	31万円
105万円超110万円以下（170万円超 175万円以下）	21万円
110万円超115万円以下（175万円超 180万円以下）	11万円
115万円超120万円以下（180万円超 185万円以下）	6万円
120万円超123万円以下（185万円超 188万円以下）	3万円